

平成 18 年 12 月 20 日

各 位

会社名 ゼネラル株式会社  
代表者名 取締役社長 北田 猛  
(コード 3890 大証第2部)  
問合せ先 総務部長 野口 照夫  
(TEL06-6933-1805)

### 当社定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり当社定款一部変更することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 19 年 1 月 30 日開催予定の第 68 回定時株主総会における承認を経て、正式に決定される予定です。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」といいます。)  
「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたのに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

整備法に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で定款に定めがあるものとみなされる事項につき、規定の新設を行うものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 12 条第 1,2,3 項)。

単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定する規定を新設するものであります(変更案第 11 条)。

会社法施行規則に基づき、代理人による議決権行使について、代理人の数を 1 名と定めるものであります(変更案第 18 条)。

株主総会参考書類等の一部につき、インターネットでの開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなすことができるよう規定を新設するものであります(変更案第 20 条)。

取締役会における決議事項について、書面または電磁的方法によりその決議があったものとみなすことが可能とするための規定を新設するものであります(変更案第 27 条第 2 項)。

各監査役の同意を得て、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契

約を締結することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第 25 条、第 36 条）。

その他、会社法および関連法令に合わせた用語および引用条文の変更を行うとともに、条文構成（条文の新設および削除を含みます。）、表現の変更および一部字句の修正を行うものであります。

## 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) (条文省略)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (条文省略) (新 設)</p> <p>第 4 条 (公告の方法) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (株式の総数) 当社の発行する株式の総数は 4,800 万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u> (新 設)</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条 (1 単元の株式の数) 当社の <u>1 単元の株式の数は、1000 株とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>取締役会</u> <u>監査役</u> <u>監査役会</u> <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告の方法) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式数) 当社の発行可能株式数は 4,800 万株とする。</p> <p>第 7 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条 (自己の株式の取得) 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 9 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 8 条 ( 単元未満株券の不発行 ) 当社は 1 単元の株式の数に満たない株式 ( 以下「単元未満株式」という。 ) に係わる株券を発行しない。 但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 ( 新 設 )</p> <p>第 9 条 ( 名義書換代理人 ) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は全て名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 10 条 ( 基準日 ) 当社は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議により予め公告して臨時に基準日定めることができる。</p>	<p>第 10 条 ( 単元未満株券の不発行 ) 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u></p> <p>第 11 条 ( 単元未満株式の権利 ) 当社の株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定に掲げる権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 12 条 ( 株主名簿管理人 ) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 . 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。 3 . 当社の株主名簿 ( 実質株主名簿を含む。以下同じ。 )、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。 ( 第 16 条に移設 )</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 11 条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類、株式の名義書換、 単元未満株式の買取り、その他株式に関する 取扱は取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条 (招集の時期) 定時株主総会は毎年 1 月に、臨時株主総 会は必要ある場合に社長がこれを招集する。 社長に事故あるときは、取締役会の決議 をもって予め定めた順序により他の取締役 がこれに代る。</p> <p>第 13 条 (議長) 株主総会の議長は社長がこれに当り、社 長に事故あるときは、取締役会の決議をも って予め決めた順序により他の取締役がこ れに代る。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 14 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令又は本定款に別 段の定めがある場合のほか、出席株主の議 決権の過半数で行う。 商法第 343 条の規定によるべき株主総会 の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上 を有する株主が出席し、その議決権の 3 分 の 2 以上で行う。</p> <p>第 15 条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を行使しうる他 の株主を代理人として、議決権を行使する ことができる。 但し、株主又は代理人は、代理権を証す る書面を株主総会ごとに当会社に差出さな なければならない。</p>	<p>第 13 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手 料は、法令または本定款のほか、取締役会 において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末 日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これ を招集する。</p> <p>第 15 条 (招集権者および議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、 議長となる。 2. 取締役社長に事故あるときは、取締役 会において予め定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第 16 条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年 10 月 31 日とする。</p> <p>第 17 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に 別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決 権の過半数をもって行う。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、 議決権を行使することができる株主の議 決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席 し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって 行う。</p> <p>第 18 条 (議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を行使するこ とができる他の株主 1 名を代理人として、議 決権を行使することができる。 但し、株主または代理人は、代理権を証 明する書面を株主総会ごとに当会社に差出 さなければならない。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 16 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 第 17 条 (取締役の定員) (条文省略)</p> <p>第 18 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 19 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された取締役の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> 増員のため選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第 19 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第 20 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集通知に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 第 21 条 (取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. <u>取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第 23 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 3. <u>増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 20 条 ( 役付取締役 ) 取締役会はその決議により会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選任することができる。 (変更案第 24 条第 2 項に移設変更) 社長は業務の執行を統轄する。 (変更案第 24 条第 3 項に移設) 社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の役付取締役がこれに代る。 (変更案第 24 条第 4 項に移設変更)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 21 条 ( 代表取締役 ) 取締役会はその決議により前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。 社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の代表取締役が業務の執行を統轄する。</p> <p>第 22 条 ( 相談役 ) 取締役会の決議により相談役を置くことができる。</p> <p>第 23 条 ( 取締役会の招集 ) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集しその議長となる。 会長に事故あるとき、又は会長が欠員であるときは、社長がこれにあたり、社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対し、会日の 5 日前に通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第 24 条 ( 代表取締役および役付取締役 ) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 . 取締役会は、その決議によって、会長 1 名、社長 1 名、副社長、専務取締役、常務取締役および他の役付取締役、相談役を各若干名選定することができる。 3 . 社長は業務の執行を統轄する。 4 . 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p>第 25 条 ( 社外取締役の責任免除 ) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を定めることができる。 但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。 (第 24 条第 1 項、第 4 項に移設)</p> <p>( 第 24 条第 2 項に移設 )</p> <p>第 26 条 ( 取締役会の招集権者および議長 ) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が招集しその議長となる。</u> 2 . <u>取締役会長に事故あるとき、または取締役会長が欠員であるときは、取締役社長が取締役会を招集し、議長となる。</u>取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 3 . <u>取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の 5 日前までに通知を発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 24 条 (取締役会規則) (条文省略)</p> <p>第 25 条 (取締役の報酬) 取締役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 26 条 (監査役の定員) (条文省略)</p> <p>第 27 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>第 27 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第 28 条 (取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 29 条 (取締役会規則) (現行どおり)</p> <p>第 30 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条 (監査役の数) (現行どおり)</p> <p>第 32 条 (監査役の選任方法) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>



(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 28 条 ( 監査役の任期 )</p> <p>監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>第 29 条 ( 常勤の監査役 )</p> <p><u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 30 条 ( 監査役会の招集 )</p> <p>監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の 5 日前に通知を發する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>第 33 条 ( 監査役の任期 )</p> <p>監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。</p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠</u>として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>第 34 条 ( 常勤の監査役 )</p> <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 35 条 ( 監査役会の招集 )</p> <p>監査役会を招集するには、各監査役に対して、<u>会日の 5 日前までに通知を發する。</u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 36 条 ( 社外監査役の責任免除 )</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を定めることができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 37 条 ( 監査役会の決議方法 )</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 38 条 ( 監査役会の議事録 )</p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 31 条 ( 監査役会規則 ) ( 条文省略 )</p> <p>第 32 条 ( 監査役の報酬 ) 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p>( 新 設 ) ( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 33 条 ( 営業年度 ) 当会社の営業年度は 1 年とし、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。</p> <p>第 34 条 ( 利益配当金 ) 利益配当金は、毎年 10 月 31 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>第 35 条 ( 利益配当金の除斥期間 ) 利益配当金は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>第 39 条 ( 監査役会規則 ) ( 現行どおり )</p> <p>第 40 条 ( 監査役の報酬等 ) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 41 条 ( 会計監査人の選任方法 ) 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>第 42 条 ( 会計監査人の任期 ) 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結する時までとする。 2. 前項の定時株主総会において特段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>第 43 条 ( 会計監査人の報酬等 ) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条 ( 事業年度 ) 当会社の事業年度は、1 年とし、毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までとする。</p> <p>第 45 条 ( 剰余金の配当の基準日 ) 当会社は毎年 10 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 46 条 ( 配当の除斥期間 ) 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>